

各政令市予防接種担当課長 様

静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課長

乾燥性弱毒生麻疹風疹混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

日頃、本県の予防接種行政について御協力いただきありがとうございます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局健康課長から協力依頼がありました。

今後のMRワクチンの供給量や優先順位（下記の表のとおり）、供給体制の整備について示されておりますが、静岡県医薬品卸業協会様と協議させていただいた結果、供給体制の整備については静岡県では下記の対応を実施いたします。

つきましては、内容について御承知いただくとともに、定期予防接種の受託医療機関及び医師会非加入の医療機関への周知についてよろしく願いいたします。

なお、別添写しのとおり、静岡県医師会会長及び静岡県病院協会会長あて通知したので御承知おきください。

記

1 優先順位

順位	対象者
1	小児の定期接種
2	抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性 妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者 麻疹風疹対策として接種する医療関係者
3	上記以外の第5期定期接種の対象者 その他任意接種

2 供給体制の整備

① 医療機関の対応

- 平成 31 年 4 月 1 日以降、第 5 期の定期接種及び任意接種のために、MR ワクチンを卸業社に注文する際には従来の注文票に加え、別添 1 を提出する。
- MR ワクチン不足があった場合、契約してある卸業社に対し、不足分のワクチンの供給を依頼する。
- (2) の場合でも供給が難しい場合は、市町に対し、契約している卸業社及び不足本数を連絡する。

② 市町の対応

- 医療機関から不足の連絡があった場合は、県に対しその情報を提供する。
※現状の不足時の対応と同様とする。

③ 県の対応

- 市町から不足の連絡があった場合は、医薬品卸業協会に対し不足情報を提供する

担 当 感染症対策班
電話番号 054-221-2986